

新旧対照表（抄）

○ 中央区難病患者福祉手当条例（昭和五十一年三月中央区条例第十九号）

新	旧
（支給期間） 第六条 手当は、認定の申請をした日の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月（次条第三号において「支給事由消滅月」という。）まで支給する。 （支給期間の特例） 第七条 前条の規定にかかわらず、次の各号に規定する場合においては、当該各号に定める月をもつて手当支給の始期又は終期とする。 一 災害その他やむを得ない事由により認定の申請をすること ができなかつた場合において、当該事由がやんだ後十五日以 内にその申請をしたとき 当該事由が生じた日の属する月 二 認定の申請をした日の属する月において、他の区市町村か らこの条例による手当と同種の手当の支給を受けていたとき 当該同種の手当が支給された最後の月の翌月 三 支給事由消滅月において、第三条第二項第一号に掲げる心 身障害者福祉手当又は同項第二号に掲げるおとしより介護応 援手当の支給を受けることとなつたとき 当該支給事由消滅 月の前月 （受給資格の消滅） 第九条 受給資格は、認定を受けた者（以下「受給者」という。）	（支給期間） 第六条 手当は、認定の申請をした日の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月（次条第二号において「支給事由消滅月」という。）まで支給する。 （支給期間の特例） 第七条 前条の規定にかかわらず、次の各号に規定する場合においては、当該各号に定める月をもつて手当支給の始期又は終期とする。 一 災害その他やむを得ない事由により認定の申請をすること ができなかつた場合において、当該事由がやんだ後十五日以 内にその申請をしたとき 当該事由が生じた日の属する月 二 支給事由消滅月において、第三条第二項第一号に掲げる心 身障害者福祉手当又は同項第二号に掲げるおとしより介護応 援手当の支給を受けることとなつたとき 当該支給事由消滅 月の前月 （受給資格の消滅） 第九条 受給資格は、認定を受けた者（以下「受給者」という。）

新	旧
が次の各号の一に該当するときは、消滅する。 一 死亡したとき。 二 第三条に規定する支給要件を備えなくなつたとき。 三 手当の受給を辞退したとき。 2 (略) 別表(第二条関係) 一から八まで (略) 九 免疫性血小板減少症 十から百七十一まで (略) 百七十二 睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 百七十三から三百五十五まで (略) 三百五十六 LMNB1関連大脳白質脳症 三百五十七 PURA関連神経発達異常症 三百五十八 極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症 三百五十九 乳児発症STING関連血管炎 三百六十 原発性肝外門脈閉塞症 三百六十一 出血性線溶異常症 三百六十二 ロウ症候群 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の中央区難病患者福祉手当条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、令和七年四月一日から適	が次の各号の一に該当するときは、消滅する。 一 死亡したとき。 二 第三条に規定する支給要件を備えなくなつたとき。 2 (略) 別表(第二条関係) 一から八まで (略) 九 特発性血小板減少性紫斑病 十から百七十一まで (略) 百七十二 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症 百七十三から三百五十五まで (略)

新	用する。 3 この条例の施行の際、この条例による改正前の中央区難病患者福祉手当条例第五条の認定を受けている者は、新条例第五条の認定を受けている者とみなす。
旧	